

## 錦江町農業委員会 7月総会議事録

- 開催日時 令和元年7月25日(木) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員 (農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第19号 農地法第3条許可申請について

議案第20号 農地法第4条許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より令和元年7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 安水委員と9番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第19号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第19号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号11号の譲渡人は、M・M子さん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字笹原4492番4、地目は畑、地積は280㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地51,085㎡、小作地152,464㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター4台、トラック3台、掘り取り機、管理機各2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告を、2番鈴委員をお願いします。</p>
2 番 鈴 委員	<p>はい。M・Mさんは、元々Sのど真ん中の公民館の直ぐ隣りにいらっしゃった方で、今、息子さんのところ、K市に居住をされています。この家が空家になっていた訳ですが、これをS・Kさんが譲り受けられまして、その空家に付随する農地が、この280㎡という畑が付いていた訳ですけれども、これまで一緒に買ってこれというように、ただでも良いからということでしたけれども、ただというのも無かろうということで〇万円で譲り受けられたところでございます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第19号を採決します。 お諮りします。 議案第19号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第19号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第20号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号について説明いたします。 受付番号2号については、農業用施設建設、畜舎建設のための申請となっています。 受付番号2号の申請者は、N・Fさん、S自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字四本松3634番7、地目は畑、地積は1,662㎡となっています。 7頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お</p>

	<p>目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、西川推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、西川推進委員をお願いいたします。</p>
西 川 推進委員	<p>いま、申請の説明がありましたけれども、現地は南隅碎石の近くで、もう建物自体は建っているんですが、登記の申請がちょっと時間がかかったものですから今回の申請になりました。何ら周りにも問題は無いと思いますので、審査の方をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第20号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第20号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は4筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、先ず、議案第21号のうち、受付番号110号から112号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号のうち、受付番号110号から112号までについて説明します。</p> <p>先ず、受付番号110号の貸し人はK・Nさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字崩原3804番1、地目は畑、地積は5,125㎡のうち3,000㎡となっています。貸付期間は令和元年7月26日から令和4年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。</p> <p>借り人はK・Kさん、K自治会在住の方です。K・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、現在、自作地、小作地はありません。今後、露地野菜を主体として経営される予定です。農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>次の受付番号111号の貸し人はK・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字久木野5177番13、地目は田、地積は1,460㎡となっています。貸付期間は令和元年8月1日から令和4年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人はO・Hさん、T自治会在住の方です。</p> <p>O・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地29,217㎡で、水稻、露地野菜を主体として経営されています。農業従事日数は160日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック・管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、6番 坂元委員です。</p> <p>次の受付番号112号の貸し人はK・Eさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字堂ノ後5618番2、地目は田、地積は450㎡となっています。貸付期間は令和元年7月26日から令和10年12月14日までで、小作料金は2,200円となっています。</p> <p>借り人はK・Tさん、U自治会在住の方です。</p> <p>K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地48,785㎡で、水稻、露地野菜を主体として経営されています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・乾燥機各3台、田植機・コンバイン・畝立機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号110号について、2番 鈴委員お願いいたします。</p>
2 番 鈴 委員	<p>はい。110号について説明いたします。この借り人のK・Kさんですが、K市から、ついこの頃池田の川南の方に農業がしたいということで移住をされてこられた方ございまして、聞くところによると、ゴボウとネギを作りたいというような希望でした。それで畑を借りたいということで、特に毛下方面ということになっておりましたので、このK・Nさんが、直ぐ自分の家の上に畑を持っていらっしゃるんですが、もう高齢のためにもう何も作れないということございましてので、今回、借りるように契約をした所でございます。未だKさんは若い方で、奥さんは何か鹿児島島の天文館の方にヨガのインストラクターということで通勤をされていらっしゃるということでございますけれども、私も本人について非常に気持ちのいい好青年でございましたけれども、詳しいことは良く存じておりません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号111号について、6番 坂元委員お願いいたします。</p>
6 番 坂元委員	<p>はい。111号について報告します。この借り人はO・Hさんで、新規の使用貸借による利用権設定であります。この農地は、今回の貸し人のお父さん名義で、作物の作付こそ今ありませんけれども、耕運や畦畔の草刈り等の管理は続けてこられております。借り人のOさんは、茶、水稻、カボチャを生産する農家で、この農地にはカボチャを植えるとのことでした。農作業機械等も揃っていて、耕作されている農地は、どこも綺麗に管理されていて、何ら問題は無いと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号112号について、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。112号の借り人のK・Tさんは若者で、水稻と園芸を主体に耕作されております。この土地は、この土地の周辺を前から作っていらっしやったので、隣接地ということで今回利用権を結んでということございまして。認定新規農業者でもあるし、錦江町の定める要件はクリアしていると思いますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
1 宿利原委員	<p>Kさんは、前、安水委員が、ハウスが無いと言われていた方はこの人。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。同じ人です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号のうち、受付番号110号から112号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号のうち、受付番号110号から112号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第21号のうち、受付番号110号から112号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、弓指推進委員の退席を求めます。</p> <p>「弓指推進員 退席」</p>
議 長	<p>次に議案第21号のうち、受付番号113号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号のうち、受付番号113号について説明します。</p> <p>受付番号113号の貸し人はH・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字上荻ノ隅56番、地目は田、地積は1,121㎡となつ</p>

	<p>ています。貸付期間は令和元年8月1日から令和6年12月14日までで、小作料金は米（粳）35kgで1俵となっています。</p> <p>借り人はU・Yさん、T自治会在住の方です。</p> <p>U・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地1,719㎡、小作地39,078㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・コンバイン・乾燥機・田植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、10番 貫見委員お願いします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。113号の借り人はU・Yさん。皆さんご存知のように推進委員であります。この土地は以前からずっと耕作されておりまして、今回、利用権を結ぶということで、ここに上がって来たところでございます。Uさんは認定農業者でもあるし、町が定める要件はクリアしていると思われまので、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号のうち、受付番号113号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号のうち、受付番号113号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第21号のうち、受付番号113号については、原案のとおり決定しました。</p>

	ここで、弓指推進委員の入室を求めます。 「弓指推進員 入室」
議 長	以上で、令和元年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人